

別表（第一条、第二条、第四条関係）

一 経営等改善資金		二 漁ろう作業省力化機器等設置資金		三 補機関等駆動機器等設置資金	
種 類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間等		
一 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金	一 自動操だ装置の設置費用	五百万円 （一台につき百万円）	七年以内 （据置期間一年以内を含む。）		
	二 遠隔操縦装置の設置費用	（一台につき五十万円）			
	三 サイドスラスターの設置費用	（一台につき四百万円）			
	四 レーダーの設置費用	（一台につき百八十万円）			
	五 自動航跡記録装置の設置費用	（一台につき百二十万円）			
	六 GPS受信機の設置費用	（一台につき百三十万円）			
二 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	一 動力式つり機の設置費用	五百万円 （一件につき五百万円）	七年以内 （据置期間一年以内を含む。）		
	二 ラインホーラー等の揚縄機の設置費用	（一台につき百二十万円）			
	三 ネットホーラー等の揚網機の設置費用	（一台につき百二十万円）			
	四 巻取りウインチの設置費用	（一台につき五百万円）			
	五 放電式集魚灯の設置費用	（一セットにつき二百万円）			
	六 漁業用クレーンの設置費用	（一台につき四百万円）			
	七 漁獲物等処理装置の設置費用	（一台につき五百万円）			
	八 海水冷却装置の設置費用	（一台につき百八十万円）			
	九 海水殺菌装置の設置費用	（一台につき三百万円）			
	十 漁業用ソナーの設置費用	（一台につき五百万円）			
	十一 カラー魚群探知機の設置費用	（一台につき百五十万円）			
	十二 潮流計の設置費用	（一台につき五百万円）			
三 補機関等駆動機器等設置資金 前二号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置	一 補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）の設置費用 二 油圧装置の設置費用	五百万円 （一台につき四百万円） （一台につき五百万円）	七年以内 （据置期間一年以内を含む。）		

に必要な資金 四 燃料油消費節減機器等設置資金 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	一 漁船用環境高度対応機関の設置費用 二 定速装置の設置費用 三 発光ダイオード式集魚灯の設置費用	二千五百万円 （一台につき二十四百万円） （一台につき百二十万円） （一セットにつき千三百万円）	七年以内 （据置期間 一年以内を 含む。）
五 新養殖技術導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	一 養殖施設の設置費用 二 種苗の購入費用又は生産費用 三 餌料の購入費用	四百万円	四年以内 （据置期間 二年以内を 含む。）
六 資源管理型漁業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金	一 水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等をいう。以下同じ。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 二 資源管理措置と併せて、低利用資源及び未利用資源の開発措置若しくは利用措置又は漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 イ 低利用資源及び未利用資源の開発又は利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 ロ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための設備（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）	千二百万円	十年以内 （据置期間 三年以内を 含む。）

十 漁船転覆防止機器等設置資金	九 救命消防設備購入資金 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金	八 乗組員安全機器等設置資金 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体を確保するための機器等の設置に必要な資金	七 環境対応型養殖業推進資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決を締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	の設置費用
	一 救命胴衣の購入費用 二 消火器の購入費用 三 イーパブの購入費用 四 レーダートランスポンダの購入費用 五 小型漁船緊急連絡装置の購入費用	一 転落防止用手すりの設置費用 二 安全カバー装置の設置費用 三 揚網機安全装置の設置費用	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品又は漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 一 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量及び方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 二 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 三 一又は二に関連して必要な餌料成分分析機、水質測定機、底質測定機、残留検査機器、肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	
百五十万円	百三十万円 （十万円） （十万円） （六十万円） （六十五万円） （一件につき百三十万円）	百五十万円 （五十万円） （五十万円） （四十万円）	二千万円 （漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、千二百万円）	
五年以内 （据置期間）	二年以内。ただし、貸付けの内容の欄の三から五までについて、五年以内	五年以内 （据置期間 一年以内を含む。）	十年以内 （据置期間 三年以内を含む。）	

漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金	一 漁獲物の横移動防止装置費用 二 甲板下の魚槽の設置費用（甲板上の魚槽に代えて設置する場合に限る。）	（三十万円） （百万円）	一年以内を含む。
十一 漁船衝突防止機器等購入等資金 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金	一 レーダー反射器の購入又は設置費用 二 無線電話の設置費用	（四十万円） （四十万円）	五年以内
十二 漁具損壊防止機器等購入資金 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。）の購入費用	百三十万円 （沿岸漁業従事者にあつては、七十万円）	五年以内

二 生活改善資金

種 類	貸付けの内容	一 沿岸漁業従事者等 ごとの貸付限度額	償還期間等
一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金	一 し尿浄化装置又は改良便そうの設置に必要な資材の購入費用 二 自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 三 太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	三十万円 十万円	三年以内 二年以内
二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金	一 居室（居間、寝室、子供室、老人室等をいう。）の改造費用 二 炊事施設（炊事場、食事室等をいう。）の改造費用 三 衛生施設（浴室、便所、洗面所等をいう。）の改造費用 四 家事室等（家事室、更衣室、土間等をいう。）の改造費用	百五十万円	七年以内
三 婦人・高齢者活動資金 婦人又は高齢者であつて、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円	一 漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等の設置費用 二 種苗、餌料、加工用原材料等の購入費用	八十万円	三年以内

滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金			
--	--	--	--

三 青年漁業者等養成確保資金			
種 類	貸付けの内容	一 沿岸漁業従事者等 ごとの貸付限度額	償還期間等
一 研修教育資金 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金	旅費、教材費、授業料、視察費	国内研修を受ける場合にあっては、一人につき百八十万円。ただし、月額十五万円を限度とし、貸付研修期間は十二月を最大とする。 国外研修を受ける場合にあっては、一人につき百万円	五年以内 (据置期間 一年以内を含む。)
二 高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金	パーソナルコンピュータ及びその関連機器、ソフトウェア、フ ァクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ及び各種センサー類をいう。以下同じ。）及びその関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）の購入費用等	百五十万円	五年以内
三 漁業経営開始資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	漁船の建造費用又は取得費用、機器又は施設の設置費用、漁具、種苗又は餌料の購入費用等（農林水産大臣が定める費用を除く。）	二千万円 (知事が別に定めるものに対する貸付けにあっては五千万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては八百万円)	十年以内 (据置期間 三年以内を含む。)